

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目次

- ◇ 告 示
 - 農村地域工業導入地区における県税の課税免除に関する
条例の規定による届出書の様式
 - 農業災害補償法による共済事業を行なう市町村及び当該
市町村が行なう共済事業の実施区域
 - 建設業法による閲覧所の設置
 - 建設業許可申請書等閲覧規則
 - 宅地建物取引業者名簿閲覧所の設置
 - 宅地建物取引業者名簿閲覧規則

告 示

鳥取県告示第二百五十四号

農村地域工業導入地区における県税の課税免除に関する条例（昭和四十
七年三月鳥取県条例第三号）第三条第一項に規定する課税免除に関する届
出書の様式を次のように定める。

昭和四十七年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

様式第1号

課税免除に関する届出書

職氏名殿

農村地域工業導入地区における県税の課税免除に関する条例第3条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

年 月 日 氏 名 ㊟

届出者	氏名又は名称			
	代表者氏名			
	本社又は本店の所在地			
	資本金額			
	事業年度			
県又は 市内の 事業所	所在地			
	名称			
	担当者職氏名			
新増設設備	所在地			
	工場等の名称			
	事業の種類			
	製品名			
工業生産設備等の取得価格	区分	取得価格等	会社の設立年月日	・ ・
	土地	円	新増設に係る最初の開設年月日	・ ・
	建物		新増設に係る一部操業年月日	・ ・
	機械及び装置		新増設に係る全部操業年月日	・ ・
	構築物		管轄税務署	
	車両及び運搬具		青色申告書提出の有無	有 ・ 無
	工具器具及び備品		特別償却届出の有無	有 ・ 無
生産状況 (年間)	新増設前			
	新増設に係る増加額			
	合計生産額			

備考

- 1 「取得価格等」欄の数字は、付表の合計欄の数字と符合するものであること。
- 2 この届出書には、次の書面を添付すること。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 事業所の平面見取図
 - (3) 法人税申告書中減価償却明細書の関係書類

(2) 特別償却の対象とならない建物

建物の名称	用途	構造	耐用年数	取得方法	建床面積	取得価格	取得年月日	備考
					m ²			
合 計								

(3) 1の土地を敷地とする今後の建設予定の建物

建物の名称	構造	耐用年数	取得方法	建床面積	取得予定価格	着工予定年月日	備考
				m ²			
合 計							

3 機械及び装置、構築物、車両及び運搬具並びに工具器具及び備品

償却資産の種類	取得方法	取得年月日	数量	取得価格	耐用年数	減価償却開始年月日	特別償却の有無	備考
合 計								

備考 この表は、設備ごとに別葉とすること。

鳥取県告示第二百五十五号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）第八十五条の第三項の規定による共済事業を行なう市町村及び当該市町村が行なう共済事業の実施区域を同法同条第三項の規定により、次のように告示する。

昭和四十七年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

市町村名	共済事業の実施区域	当該市町村に対し移譲の申出を行なつた農業共済組合の名称
鳥取市	鳥取市の区域一円	鳥取市東部農業共済組合 美保農業共済組合 鳥取市西部農業共済組合

鳥取県告示第二百五十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定に基づき、閲覧所を設けたので、建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第五条第一項の規定により、当該閲覧所の場所を次のとおり告示する。

昭和四十七年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県土木部管理課内

鳥取県告示第二百五十七号

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第五条第一項の規定に基づき、閲覧規則を定めたので、同令同条同項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗
建設業許可申請書等閲覧規則

(目的)

第一条 この規則は、建設業法施行令第五条第一項の規定により、閲覧所における建設業許可申請書その他の書類又はこれらの写し（以下「書類」という。）の閲覧について必要な事項を定めることを目的とする。

(閲覧時間)

第二条 書類の閲覧時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、土曜日は、午前九時から正午までとする。

(定期休日)

第三条 閲覧所の定期休日は、日曜日、国民の祝日並びに一月二日、同月三日及び十二月二十九日から同月三十一日までとする。

(臨時休日等)

第四条 知事は、書類の整理その他の理由により必要があると認めるときは、臨時に休日を設け、又は閲覧時間を短縮することができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧所に掲示しなければならない。

(閲覧料)

第五条 書類の閲覧は、無料とする。

(閲覧手続)

第六条 書類を閲覧しようとする者は、備付けの閲覧簿に閲覧しようとする書類の名称並びに閲覧しようとする者の住所、職業、氏名及び年齢その他必要な事項を記入しなければならない。

(書類の持出しの禁止)

第七条 書類は、閲覧所の外に持ち出してはならない。

(閲覧の停止等)

第八条 知事は、次の各号の一に該当する者に対しては、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- 一 この規則又は係員の指示に従わない者
- 二 書類を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

鳥取県告示第二百五十八号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第五条の

二第一項の規定に基づき、宅地建物取引業者名簿閲覧所を設けたので、同規則同条第二項の規定により、当該閲覧所の場所を次のとおり告示する。

昭和四十七年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県土木部建築課内

鳥取県告示第二百五十九号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第五条の二第二項の規定に基づき、閲覧規則を定めたので、同規則同条同項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

宅地建物取引業者名簿閲覧規則

(目的)

第一条 この規則は、宅地建物取引業法施行規則第五条の二第二項の規定により、宅地建物取引業者名簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）における宅地建物取引業者名簿その他の書類（以下「名簿等」という。）の閲覧について必要な事項を定めることを目的とする。

(閲覧時間)

第二条 名簿等の閲覧時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、土曜日は、午前九時から正午までとする。

(定期休日)

第三条 閲覧所の定期休日は、日曜日、国民の祝日並びに一月二日、同月三日及び十二月二十九日から同月三十一日までとする。

(臨時休日等)

第四条 知事は、名簿等の整理その他の理由により必要があると認めるときは、臨時に休日を設け、又は閲覧時間を短縮することができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧所に掲示しなければならない。

(閲覧料)

第五条 名簿等の閲覧は、無料とする。

(閲覧手続)

第六条 名簿等を閲覧しようとする者は、備付けの閲覧簿に閲覧しようとする名簿等の名称並びに閲覧しようとする者の住所、職業、氏名及び年齢その他必要な事項を記入しなければならない。

(名簿等の持出しの禁止)

第七条 名簿等は、閲覧所の外に持ち出してはならない。

(閲覧の停止等)

第八条 知事は、次の各号の一に該当する者に対しては、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- 一 この規則又は係員の指示に従わない者
- 二 名簿等を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】